

岡山県立北部高等技術専門校に設置する 自動販売機設置事業者の公募公告

岡山県立北部高等技術専門校に自動販売機を設置する者を次のとおり、公募する。

令和7年1月17日

岡山県立北部高等技術専門校長 大西 崇司

1 公募に付する事項

- (1) 名 称 岡山県立北部高等技術専門校に設置する自動販売機設置事業者公募
- (2) 設置期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可できると岡山県立北部高等技術専門校が判断した場合は、令和8年4月1日から2年を限度に、引き続き設置することができる。
- (3) 設置場所及び設置区分
- ①設置場所 岡山県立北部高等技術専門校（津山市川崎953）
 - ②設置区分 岡山県立北部高等技術専門校自動販売機設置事業者公募仕様書の「1 公募物件」にある設置箇所に自動販売機を設置すること。

2 公募に参加できる者の資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができる。

- (1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有する者で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に遅滞なく対応できる者であること。
- (2) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ⑥ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者
 - ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者については、その事実があった後3年を経過した者を除く。）であること。

- ① 岡山県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 岡山県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が岡山県と契約を締結すること又は岡山県との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により岡山県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて岡山県との契約を履行しなかった者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
- ⑧ 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的非難されるべき関係を有する者

(4) 県税、市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 公募に関する事務を担当する課の名称等

・担当部署名	岡山県立北部高等技術専門校技術振興総務課
・郵便番号、住所	〒708-0841 津山市川崎953
・電話番号	0868-26-1125
・FAX番号	0868-26-5294

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 公募手続等

設置事業者を選考する方法は、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札に準じて行う。

(1) 仕様書の配布期間及び場所

- ① 配布期間 令和7年1月17日(金)から令和7年1月31日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 配布場所 上記3の場所に同じ
 なお、岡山県ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/200/> からダウンロードできる。

(2) 必要書類の提出期間、場所及び方法等

この公募に参加を希望する者は、岡山県立北部高等技術専門校自動販売機設置事業者応募申込書(様式第1号。以下、「応募申込書」という。)及びこの公告で指定する必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、県から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- ① 提出期間 令和7年1月17日(金)から令和7年1月31日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- ② 提出場所 上記3の場所に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。令和7年1月31日(金)午後5時までに必着のこと）
なお、ファクシミリ、電子メールその他の方法による提出は認めない。

④ 提出書類

ア 法人

(ア) 応募申込書（様式第1号）

(イ) 売上手数料率見積書（様式第2号）

なお、売上手数料率見積書のみを無地封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして割印を上中下3カ所し、表に、公募に加わる事業名、応募者の住所及び氏名（法人は称号又は名称）を記載すること。

(ウ) 販売品目一覧表（様式第3号）

(エ) 設置場所に設置を予定している自動販売機のカタログ

(オ) 登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書＜商号、住所、代表者、設立日を証明するもの＞）

(カ) 印鑑証明書（法務局が発行するもの）

(キ) 決算関係書類（直近1事業年度分）

(ク) 役員等名簿（様式第4号）

氏名、よみがな、生年月日及び住所が必ず記載されていること。

(ケ) 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）

(コ) 岡山県内の市町村長の発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納（滞納）のないことの証明書）

・岡山県内に本店がある場合は、当該本店の所在地の市町村税の完納証明書

・岡山県内に営業所等のみがある場合は、県内の主たる営業所等所在地の市町村税の完納証明書

(サ) 本店等の所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税に未納（滞納）のないことの証明書＜その3の3＞）

※ 1年以内の所在地移転、名称変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、(3)の方法により本校担当課へ確認したうえで、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。

※ (エ)～(キ)及び(ケ)～(サ)については写しでも可。

※ (オ)、(カ)及び(ケ)～(サ)については、証明年月日が応募申込書到達日前3カ月以内のもの。

イ 個人

(ア) 応募申込書（様式第1号）

(イ) 売上手数料率見積書（様式第2号）

なお、売上手数料率見積書のみを無地封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして割印を上中下3カ所し、表に、公募に加わる事業名、応募者の住所及び氏名を記載すること。

(ウ) 販売品目一覧表（様式第3号）

(エ) 設置場所ごとに設置を予定している自動販売機のカタログ

(オ) 本籍地の市町村が発行する身分証明書

(カ) 法務局が発行する後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書

(キ) 印鑑証明書（住所地の市町村が発行するもの）

- (ク) 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書(県税の未納(滞納)のないことの証明書)
- (ケ) 岡山県内の市町村長の発行する完納証明書(市町村が徴収している税の未納(滞納)のないことの証明書)

(コ) 所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書(消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書<その3の2>)

※ 1年以内の所在地移転、氏名変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、(3)の方法により本校担当課へ確認したうえで、当該事由説明書(様式任意)を添付すること。

※ (エ)~(イ)については写しでも可。

※ (オ)~(ウ)については、証明年月日が応募申込書到達日前3カ月以内のもの。

(3) 仕様等に対する質問の受付

- ① 受付期間 令和7年1月17日(金)から令和7年1月31日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 方法 「仕様書等に対する質問・回答書(様式第4号)」によりファックス送信すること。
- ③ 宛先

・担当部署名 岡山県立北部高等技術専門校技術振興総務課
・FAX番号 0868-26-5294
- ④ 選考後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 選考の日時、場所及び方法

(1) 日時 令和7年2月21日(金) 午前10時30分

(2) 場所 岡山県立北部高等技術専門校1階相談室(津山市川崎953)

(3) 設置予定事業者の決定方法

- ① 地方自治法第234条第3項の規定に準じ、岡山県北部高等技術専門校が予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって見積りをした者を設置予定事業者とする。
- ② 売上手数料率見積書の開封は、当該選考事務に直接関与しない職員の立ち会いのもとで行う。なお、応募者の立ち会いも認めることとするが、契約を締結する権限を有する者以外が代理で立ち会う場合には、委任状(様式第5号)を提出すること。
- ③ 提出された応募書類の審査の結果、資格要件を満たさない又は書類不備等により不適合と認められた者については、選考の対象としない。

(4) 岡山県が予定する売上手数料率以上での見積りがない場合は、条件等を見直しの上、後日改めて再度の公募を行う。

(5) くじによる設置事業者の決定方法

設置予定事業者となるべき同率の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに、当該応募者にくじを引かせて設置予定事業者を決定するものとする。この場合において、当該応募者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

(6) 応募者は、その提出した見積書の引換え、書換又は撤回をすることができない。

(7) 岡山県は、応募者が連合し、又は不穏の挙動をする等選考を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、選考を延期し、又はこれを中止することがある。

7 見積りの無効

次の売上手数料率の見積りは無効とする。

- (1) 2に示した公募に参加できる資格のない者の提出した見積り

- (2) 応募者に求められている義務を履行しなかった者の提出した見積り
- (3) この公告に示した諸条件に違反した者の提出した見積り
- (4) その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第140条の各号に掲げる入札に準じた見積り

8 設置事業者の決定

- (1) 岡山県は、岡山県が予定する売上手数料率以上で見積りをした者を対象として、選考後速やかに、7に該当していないかについて審査する。
- (2) (1)の審査は、最高の売上手数料等で応募した者から、売上手数料の低い応募者へと順次実施し、7に該当していないことが確認できるまで行うものとする。
- (3) 審査の結果、見積書及び提出書類すべてが有効であると確認された者を設置事業者として決定する。

9 公表

8で決定した設置事業者名及び売上手数料率を応募者全員に通知するとともに、岡山県ホームページにおいて公表する。

10 その他

- (1) 契約書等作成の要否
要
- (2) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (3) その他詳細については、公募仕様書による。